

平成 24 年度 国民健康保険料等収納対策について

国民健康保険事業の健全な財政運営と加入者間の負担の公平性を確保するために「納めたくても納められないのか」「納められるのに納めないのか」の見極めができるバランス感覚のある徴収職員を育成していかなければならない。このためには徴収職員の意識改革だけではなく、本市国保事業に関わる全ての職員が国民健康保険事業の健全化を推進していくことが重要になる。

平成 23 年度の現年度収納率は 85.41%（前年 84.21%→1.20 ポイント上昇）、総括収納額で 5,253 万円の増収を達成でき、震災の影響からも回復傾向にある。平成 24 年度は徴収対策室を中心にこれまで以上に局及び区・総合支所が一体となって、以下に掲げる目標を達成していく。

※国民健康保険料等（「国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」をいう。）

基本方針

1 計画的な滞納整理の実施

業務計画に則した適正な進行を意識しながら、数値目標を達成するため、それぞれの対策や時期、内容を明確にした業務計画を立てる。

管理監督者による進行管理の徹底、徴収職員一人ひとりが責任を持って業務計画に基づく滞納整理に取り組む。

2 現年度の滞納整理における単年度整理の徹底

収入未済額を縮減するために新規加入者や初めて滞納する事案に対して、早期に電話や文書による催告、納付指導員による訪問調査などを行い、交渉の機会を与えても納付相談のない事案については短期被保険者証交付要綱に基づき短期証を交付する。また、換価財産調査であきらかに納付できると判断される事案については滞納処分を執行する。

3 長期に及ぶ滞納者に係る処理方針の決定

滞納処分によって時効が中断し、滞納が長期にわたり完結困難な状態になっている事案については、滞納者の現在の生活状況、収支状況の把握に努め、追加の換価財産調査を徹底しながら、完納させるのか執行停止するのかの判断を速やかに行い、年度内の完結を目指す。また、長期にわたる滞納者を削減するためには、保険料の発生から一年以内に「納めたくても納められないのか」「納められるのに納めないのか」の見極めを行い整理方針を決定する。

4 税組織その他との徴収の連携

市税、介護保険料及び保育料との徴収連携事業を試行的に行いながら、他の徴収機関の先行事例等を調査、分析しながら収納率向上連絡会議で課題となっている共同徴収や徴収のあるべき姿等の検討を進める。

収納率等の目標

全市の現年度収納率 86%台、総括収納率 70%台の回復

本年度は震災減免が 9 月 30 日で終了予定である。このため現年度調定額が伸び次年度への収入未済額が一時的に増加することになるが、本年度は滞納繰越額の 53.40%を占める繰越滞納分の縮減に取り組む。

※繰越滞納分（「すでに一会計年度以上滞納繰越して、さらに繰越した分」をいう。）